

『月刊 たまログ』 介護相談

2019年4月 掲載

シニア連載

第20回

介護が始まる前に
考える身元引受人は
どうするの？

Q

そろそろ一人暮らしが

限界になってきた実母のために、兄夫婦が有料老人ホームを選びました。入居契約の段階で、身元引受人を担うのを嫌がる兄夫婦と大喧嘩になってしまい、話し合いがつかずに実母の入居は延期になりました。そもそも、身元引受人がいなくて有料老人ホームは入居できないのでしょうか。(53歳・女性)

A

保証人がいなくても高齢者住宅に入居できるお住まいもありますが、民間の有料老人ホームは「身元引受人」が原則必要です。「身元引受人」は、ご入居者の意志決定能力が衰えてしまった場合、ご入居者にかわってさまざまな意思

決定を行います。

「身元引受人」を代行サポートする身元引受人事業者がごぞいます。この数年、家族がいても身元引受人事業者と契約をして有料老人ホームに入居される方が増加しています。事業者とのトラブルも増えています。身元引受人事業者を選定する時は、その事業者の実績を十分に調べるこ

とが重要です。介護になった時に慌てないためにも、今のうちから「身元引受人」をどうするかをお考えください。

介護連載プロフィール

有料老人ホーム・介護情報館 館長
取締役 **今井紀子**

病院の相談員、有料老人ホーム施設長、老人保健施設事務長などを経て、現在は有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等のアドバイザー。セミナー・講演を各地にて多数開催、『自立型ホームはこう選ぶ!』大好評!



介護情報館 活動報告



2019年3月28日開催
読売カルチャー

■『高齢者住宅の種類と選び方(基本編)』
～あなたに合う高齢者住宅は、たった一つのことを知っておく!～



2019年3月13日 有料老人ホーム訪問
リハビリを本気でやる介護型ホーム
本気でリハビリを!
歩くけるように.....

■入居者と働くスタッフの為の『リハビリ機器体験会』

ご入居者のご家族の
評価の高いホームだけをご紹介します

TEL 03-6262-0791
ご相談は無料です

株式会社ニューライフ・フロンティア
老後と住まいのアドバイザー
有料老人ホーム・介護情報館
〒103-0027 中央区日本橋1-7-9 ダヴィンチ日本橋179ビル4階

■介護情報館運営方針

老後と住まいのアドバイザー
(株)ニュー・ライフ・フロンティア



有料老人ホーム・介護情報館

〒103-0027 中央区日本橋1-7-9 ダヴィンチ日本橋179ビル4F

TEL 03-6262-0791



高齢者住宅の最新情報を発信!

介護情報館は、2017年7月1日より『ご入居者のご家族の評価の高いホーム』をご紹介します。